

富山 太郎 様

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
会 長 新 田 八 朗
(公印略)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ

緊急小口資金 分

緊急小口資金の第1回目の償還期日(入金期限)は令和5年1月31日です。

【口座振替による償還】

原則として、口座振替(自動引落し)での償還(返済)をお願いいたします。「預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」に必要事項を記入し、金融機関へのお届け印を押印のうえ、同封している返信用封筒にて送付(返送)ください。

令和4年11月30日(水)までに送付(返送)いただいたものは、書類の不備がない場合、令和5年1月27日(金)から引き落としが始まります。

口座振替によって償還される場合、振替日に残高不足にならないよう、必ず前日までに残高をご確認ください。毎月、27日に引き落としを行う予定(27日が土日祝日の場合、翌営業日)です。

なお、振替ができなかった場合、当該月分を払込取扱票でお支払いいただきますので、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【払込取扱票による償還】

払込取扱票によって償還される方は、期日までに所定の払込取扱票でお近くの北陸銀行、富山第一銀行、または郵便局からお支払いください。

【令和4年10月20日時点】

資金名称	緊急小口資金		
借受人氏名	富山 太郎		
貸付額	200,000 円		
償還済額	0 円	償還残額	200,000 円
据置期間	(至)令和4年12月31日		
償還期間	02年00ヶ月	(自)令和5年1月1日	(至)令和6年12月31日
償還金額	第1回目以降	8,330 円	合計 24 回
償還回数	最終回	8,410 円	※月賦払い
資金コード	KA	貸付コード	0123456

厳守事項等について

- 貸付金は、申込まれたときの計画により使用すること。
- 借入期間中は下記のお問い合わせ先に相談すること。
- 期日までに償還金(元金及び利子)を納めること。
- 借受人に次の事項が生じた時は、直ちに届け出ること。
 - 住所等の変更があったとき
 - 改名・改姓したとき
 - その他、世帯の状況に著しい変更があったとき

- 次の1つにあてはまるときには、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。
 - 借入金を、他に流用したとき
 - 虚偽の申込みその他不正な手段による借入を行ったとき
 - 故意に貸付金の償還を怠ったとき
- 償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3.0%の延滞利子を徴収します。
※令和2年3月末までの貸付に係る延滞利子は5.0%

<お問い合わせ先>

富山県社会福祉協議会 コロナ特例貸付償還事務室
TEL 076-403-6860 (平日9:00~16:00)

英語版 (English)
はこちらから→

